

特 251

726

山照谷 著

在家佛教の本質と血脈相承

始



贈呈のことば

合掌 この小著は、突如旋風の如く襲ひ來つて、私の信仰
安心を揺がした問題に晝夜苦悶沈潜すること殆んど二旬、
かくて生れた貧しい観解ですが、私はこれで全く落ち着く
ことを得ました。その悦びのほどはしるまゝ、一は報恩謝
徳のため、一はわが懺悔減罪のしるしとして、信行の同志
各位に一部を謹呈いたす次第です。どうぞお受け下さい。

昭和十五年五月

著者

特 251
726



鹿山照谷著

在家佛教の本質と血脈相承

音羽書房



哲人人生の
 カナラ 哲をなさ
 しのは けり
 昭和三十二年四月十日
 哲人の井田とて 己香

師王子道人田智學先生眞蹟

師王子道人田智學先生眞蹟
 昭和三十二年四月十日
 哲人の井田とて 己香



目次

一、序 言……………一

二、總裁の正嫡相續……………三

三、總裁と信行者……………六

四、心讀の警槌……………九

五、法脈相承と因縁……………三三

六、血脈相承の克成……………六六

七、在家佛教の本質顯現……………三三

八、聖祖の直遺者……………二六

九、血脈相承の本支……………三六

一〇、日本國體と本化妙宗……………四四

一一、養正建國と三秘建立……………四四

二

一二、王政復古と祖道復古……………	五
一三、皇統と法統……………	四六
一四、日本國家と國柱會……………	三
一五、恩師は絶對也……………	六
一六、附言……………	五九

()内の数字は師子王全集第一輯「本化宗學より見たる日本國體」の頁數を表はせるもの也

在家佛教の本質と血脈相承

(日本國家と國柱會の契應)

師子王文庫同人 照谷 鹿 山 實

(一) 序 言

恩師田中智學先生の御正葬儀を滞りなく營みまゐらせた翌月神武天皇祭の四月三日は、私にとつて忘じ難い感耳驚心の日であつた。その日、國柱會本部御書院に開かれた重大會議の末席に列つて意見を開陳してゐた私は、元老長瀧智大先生より左の如き二大鐵槌を蒙つた。

「若し總裁地獄に墮ちなば共に地獄に墮ちむと覺悟せよ。」

「若し總裁に條件を付けんとらば君が總裁になり給へ。」

此の二大鐵槌を頭上に受けた私は自ら呆然として返す言葉を失ひ、そのまゝ、その夜私は同席してゐた松浦與三郎翁と、吹き荒ぶ豪雨の中を分けて翁の旅宿に歸り、夜を罩めてこの鐵槌の宗義に想ひをひそめたのである。

恩師の御警咳に接して私は既に二十五年、門を許されて二十三年、同人號の御親授を賜つて十有五年、恩師の不滅の滅に會ふて茲に半歳、今や此の鐵槌によつて二十五年前に下種された恩師の佛乘種は、健やかな大幹を此の肉團に伸ばし始めたのである。

恩師御在世中、その御膝下に身を投げて仕へまゐらせし十餘年は唯感激一路であつた。今の私はその感激を遙かに超えて唯法悅一路に立つてゐる。よし願業の山は峻しく護法の嶺は高くとも、此の山と嶺とに連らなる法悅一路に立つ

た私は、たゞ強力の如くに登ればよい。吾が頭上に受けた二大鐵槌を以て我が心關を開かれた不滅の恩師たる師子王全集を唯一の指針として、私はひたぶるに願業の山を分け、護法の嶺を極めんと勵むばかりである。いで、此の二大鐵槌の領解を誌して吾が行く先を照さなむ。

(一) 正 嫡 相 續

恩師は師子王全集の中で日本に於ては「天下ハ天下ノ天下ニシテ一人ノ天下ニアラズ」となすは革命思想なりと斷じ、

◎日本は、天照大神此の國土を發見し、天孫降臨に次で大國主命この國土を天孫に譲り給ひ、既に高天原に登記してしまつた。依つて日本は天孫のものである。……(三二六)

と仰しやツた。これは日本國土といふ物質的對象に就いてお述べになられた

ところであるが、國土に生起する一切の文化所産に就いても其の歸屬を明かにされたところである。此の恩師の御主張は、明かに國柱會に對しても該當せられべきであらう。

國柱會は恩師によつて肇められ、恩師によつて統率され、恩師によつて經營されたものであつて、何人の國柱會でもない、その歸屬は總て恩師にあり、恩師滅後は恩師の御子孫に嫡々傳承さるべきものである。依つて國柱會の總裁は恩師の血統正嫡をもつて繼がるべきもの、方便のために正嫡を推すにあらず、恩師への報恩謝徳に擬すためにもあらず、恩師の會を恩師の正嫡之を繼ぐにすぎない。則ちその當然を當然に繼承するまでである。惟ふに恩師の滅は不滅である。此の不滅の恩師は如何に現在前し給ふのであらうか。之は國柱會にとつても、吾々信行者個人にとつても、極めて重要な課題であつて、明確に此の旨を把住してゐなければならぬ。

恩師はまさしく國柱會に生きてゐらつしやる。國柱會の誓願と慈悲の執念となつて生きてゐらつしやる。その誓願とは何、慈悲の執念とは何、則ち「續種護法」と「願業實踐」と「異體同心」との三則を以て三大秘法を極成すべく不滅の滅を現じて現在前し給ふのである。三大秘法極成の恩師の生命は、そのまゝ直ちに國柱會となつて、恩師は茲に不滅なのである。従つて恩師の正嫡は不滅の恩師に御給仕しつゝ此の三則を把持して總裁の位を踐み、恩師の門人會下はまた不滅の恩師を永遠に會主と戴き、總裁に仕へつゝ篤く恩師の三則を奉行して兩者初めて信行の確立を可能ならしむるのである。

◎天照大神の心が無ければ日本の天子になれない如く、天照大神の心が無ければ日本の人民になれない。……(一七五)

たとひ恩師の正嫡たりとも、會主たる恩師の心を心としなければ總裁とはなれない。たとひ恩師の門人會下たりとも、恩師を會主と仰ぎ恩師の心を心とし

なければ眞の信行者とはなれない。恩師の心とは聖祖の心であり三大秘法成就の誓願である。

六

(三) 總裁と信行者

國柱會の總裁は恩師の心を心として恩師の御血統嫡々之れを傳承するところであつて、その位は既に虚位ではない、この位の内容は恩師七十九年の御生涯に於いて悉く之を顯示し給ふところである。則ち、

續種護法の中心者としての恩師(主)

願業實踐の垂範者としての恩師(師)

異體同心の策勵者としての恩師(親)

此の主師親の三徳體現者としての恩師は不滅の滅を現じ、永遠に國柱會の會主として國柱會を統率し、指導し、愛撫しつゝ、國柱會をまた不滅ならしめ給

ふのである。不滅の會主たる恩師の下に總裁の位を繼いで立たれる恩師の正嫡は、恩師の體現遊ばされたところをそのまま相續し、

續種護法の中心者……統率者

願業實踐の垂範者……指導者

異體同心の策勵者……愛撫者

此の三徳を體得し信行者に敬慕されつゝ以つて位に安んずべきである。言を換へていへば、總裁は直ちに恩師を内容として自ら高きに居るべきである。

門人會下は果して如何、

恩師の心をもつて心としなければならぬ門人會下は、嘗て恩師の御命を仰ぎて仕へしを想起し、恩師の願業にその身命を捧げし如く、恩師の愛撫に無限の感涙を覺えし如く、恩師の繼承者たる總裁の下に、同じ身命を捧げ同じ感涙に咽びつゝ、三大秘法成就の願業に不惜身命の誠を致さねばならない。皇運扶

七

八
翼を日本臣民の使命とするならば、本化妙宗の信行者たる恩師の門人會下は、總裁を攝扶し總裁に侍奉して恩師の願業たる三大秘法成就に精進せねばならぬ。」「攝扶」と「侍奉」、是れこそ吾等門人會下の使命であり本化の信が命ずる成佛の直道である。

「若し總裁地獄に墮ちなば共に地獄に墮ちむと覺悟せよ。」

總裁獨り地獄に墮ちる謂れはない。總裁に伴はれて地獄に行くのでもない。總裁の墮地獄は國柱會の墮地獄である。恩師の心を心とする門人會下が總裁を顧みず獨り國柱會の外に立つて晏如たり得るものではない。

總裁と共に地獄に墮ちむことは、總裁を攝扶し總裁に侍奉する使命を果し得なかつた自らの罪業によつて、法の命するまゝに墮地獄を見るのである。總裁に伴はれて地獄に行くと思ふは、他の罪を數へて我が罪を隠すに等しい。斯く領解し來つて私は茲に自ら其の邪血を残りなく拂拭せしめて快然たるを

得た、この法悦は何に譬へ何に較べむ、宜也、此の鐵槌こそ實に恩師不滅の鐵槌が大神力を現じたまふたのである。私は此の法悦の中に立つて、感激の涙瀧の如くなるを覺える。

(四) 心讀の誓槌

私はその日會議の席上に於いて當時の感懷を率直に提議した。

「本日の問題について一方を處斷するならば現總裁に對して望むところがありません。總裁たる以上、恩師の門人會下に對し限りなき愛情を注いで戴きたい、同時に小耳にはさんだ雜音をそのまゝ眞に受けることなく、信賴は飽まで信賴として此を疑うやうなことなく、確固たる識見をもつて感情を調整して戴き度い、持つて生れた性格は今更この歳になつて矯正は出來ないといふが如き性癖辯護を放棄して、性癖と氣付かれたところは深く自省し衆を率ひ

て戴きたい。」

是は私の偽らざる感懐であり、總裁に望んだ条件であつた。然るに私が此の条件を提出するや、長瀧先生は間髪を容れず、

「總裁に条件を付けるなら君が總裁に成り給へ。」

と、峻厳に言ひ放たれた。私は茫然自失して腦天に受けた此の鐵槌の意を解するに由なくそのまゝ本部を辭去し、名狀すべからざる苦悶の深淵に呻吟しつゝ一夜を過ごした。斯くてこの苦悶に堪へかねた私は救はるべき頼りの綱を師子王全集に求めたのである。私にとつて師子王全集は恩師の温い魂であり慈悲の懐であり厳しい指針である。私は此の嚴と愛との絆に取縋つて、此の苦惱を救はれるより外に途はないと深くも悟つたのである。私は無量の感懐を秘め、夜を日に繼いで眞劍に師子王全集に讀み耽つた。

◎日本天皇は天祖の神勅を畏みて寶祚を踐み給ふのである。天皇たる條件は

神勅であつて、天祖御親ら下し給ふところである。臣民の条件にかなひて天皇たるのでなくまた斷じて臣民の望むべきところでもない、臣民は唯天祖の御心を心として皇運扶翼し奉れば足りるのである。条件を以て臨むは臣民の斷じて許さるべきところではない。(四五)

師子王全集は斯く秘かに説いて吾等を嚴諭し給ふて居る。何事ぞ、吾が總裁に条件を付したる暴逆！、私は慄然として肌粟の生ずる思ひがした。「条件を付して總裁を推戴する、」是明かに民主思想である。國柱會の總裁は吾等信行者の条件にかなひ得て總裁たるのではない、總裁は自ら定まる運命的資格に於いて總裁の位に登るのである。運命的資格とは何ぞ、恩師の血を享け、恩師の魂を繼ぎ、恩師の親ら示し置かれた前掲三徳を条件として總裁たる資格を保有するのである。門人會下たる吾等は唯恩師の魂を吾が魂として只管に總裁に侍奉すれば足りるのである。侍奉の使命と責任とこそ吾等に在れ、總裁に条件

を付ける権能は毫末もない。まして凡夫の望む條件に叶ひ得る人間は此の世界中に一人も有る筈がない、一人もなければ提出者たる自分が總裁になるより仕方がないのだ、自縄自縛である。こゝに氣付かなかつたは何たる愚昧ぞ、師子王全集は曾て何の爲めに拜讀せしか、想ふて茲に到れば當日の二大鐵槌は、恩師の不滅を心讀せしむる一大警槌であつた。

噫！ 遂ひに吾は得たり、恩師の不滅を得、師子王全集を眞に吾が魂とするを得たり。

(五) 法脈相承と因縁

恩師の本流法脈何處にありやは、國柱會の重大問題たるのみならず、本化佛敎の死活を決する問題である。更に此の問題を解決することによつて一切の宗敎の邪正をも決し得る大問題である。

總裁は恩師の魂を繼ぎて總裁となり、吾等は同じく恩師の魂を繼ぎて門人會下となるのである。總裁も吾等も恩師の魂に於いて變りはない。則ち恩師の聖祖より享け給ひし法脈を恩師より相承する點に於いて總裁と吾等と何等異るところはないのである。

法脈異るところなしとすれば、若し假りに遠き將來に於いて、或ひは信行の一世に勝れ、或ひは學解の衆に勝れたる者あらば、之を直ちに總裁に推戴して可なるか。法脈相承には經卷相承、師資相承、内證相承、信心相承等あつて、其の相承必ずしも一筋ではない。従つて經卷にまれ、師資にまれ、内證にまれ、信心にまれ、法脈相承して信行篤く、學解衆に勝れて徳望高き者あらば、推して總裁に仰ぐこと敢て法義に背くものではあるまい、獨り恩師の血統を以てのみ嫡々相續せしむる謂れはない筈である。然るに恩師の正嫡をもつて永く總裁に推戴する所以は如何？

他なし！、「血統」の二字こそ凡百の法脈相承者を超越して餘りあるからである。恩師を血縁の父祖とし恩師血縁の子孫と生れた血統の因縁は、凡そ共に法脈を相承する幾千の信行者の中に於いて、比肩なき唯一の資格である。若し此の唯一の資格を無視して、單に信行、學解、徳望等のみを以て總裁を推戴するとせば、之は既に明かに宗教的民主思想である。

若し假りに百歩を譲つて、これ等信行、學解、徳望等のみを以て推戴するとせんか、信行の厚薄、學解の深淺、信行と學解の輕重、徳望の有無等何を以て之を判定するか、甲を信行篤しと推す者千百あらば、乙を篤しと見る者また千百を數へ得べし、甲を信行學衆に勝れりと推す者あらば、乙を甲よりも深しと爲す者また必ずあるべし、甲に情誼を有つ者は甲に徳望ありとし、乙に私恩を蒙れる者は乙に徳望存すとして、各々その好むところ見るところに從つて互に派を諍ふに至り、其の結果は遂ひに宗教的禪讓放伐に墮入つて其の正閏を見

失ふに至るであらう。恩師はかゝる民主思想を許さるゝ筈はない。

◎佛教では理窟でいけないものは因縁でなければならぬ、ゆゑに大聖人は「コノ一大事因縁ハ直チニ事ノ一念三千ナリ」と御活釋なさつた……(二四六)と断定し、その解決を見事に示し給ふたのである。同じく恩師の魂を繼ぎ、同じく恩師の法脈を相承した信行者の中に於いて、恩師血縁の正嫡子孫たる因縁は絶對値にして、最早や此等の信行學解徳望の一切を超越し、直ちに總裁たるの資格を具備して餘りありといふべきである。學解、徳望等の如きは、後天的苦勞の末にすぎない。

是れを要するに、總裁は恩師の法脈並びに血縁に於いて、信行者は法脈所生の因縁に於いて、一は中心的に、一は周遍的に、共に恩師の生み成した一體不可分の構造體を形成するものである。然も之を可能ならしむるものは「因縁」であり、之を成長せしむるものは「法脈」である。宛も一木の克く幹枝の分を

示すが如くに。

「因縁」を除いて總裁は愚か、大聖人もなく、法國冥合も王佛一如もない。本化の信行の確立は一大事因縁を根幹とし、因縁事觀を生命とするものである。

(六) 血脈相承の克成

恩師は師子王全集の中に於いて、

◎「種ヲ續グ」といふこと「法ヲ護ル」といふことが標準になつた信仰でなければ本化の信にはならない：(三九三)

とて「種を絶やさない」といふ消極面と「法を護る」といふ積極面とを述べられて、この二大條件が吾々の願業となるのであると警告された。さて此の「種ヲ續グ」といふことを我より彼に法を弘むるものと解し「法ヲ護ル」とい

ふことをも亦同じく我より彼に法を弘める事と爲すならば、何故恩師は同じ事を一方は「種ヲ續グ」と言ひ、一方は「法ヲ護ル」と言つて之を消極的と積極的とに二分されたであらうか、「續種」も「護法」も共に弘通の同義語であるならば、敢て二分の必要はない筈である。然も斯く恩師が嚴然と「續種護法」の成語を二分された所以は「續種」は「續種」として、「護法」は「護法」として、各々傳弘の體系を異にするからでなければならぬ。

然らば此の二大體系の特質とは何であらうか、是はまさしく左の二大分別に於いて領解すべきものである。

(イ) 「續種」とは縦に血縁的である。親が子に、子が其の子に、血統をもつて子々孫々法脈を續ぐことである。則ち信行相續こそ眞の「續種」でなければならぬ。

(ロ) 「護法」とは横への弘法である。血縁を超越して、甲は乙に丙に丁に

と飽くまで他人に及ぼし、以って三大秘法を傳弘することである。則ち「護法」は宣傳弘通でなければならぬ。

斯くて恩師の所謂「續種」の消極的と「護法」の積極的とは初めて其の意を得ることが出来るのである。則ち一度相承した法脈は血統に移し以て子々孫々に之を相續せしめ、茲に始めて法脈は血脈化するのである。則ち法脈は、横に開いて「廣宣」となり縦に流れて「流布」となり「廣宣流布ハ大地ヲ的トス」の聖判に應へ得るのである。血統化されざる「續種護法」は根無し草の水に浮べる如きものにして「廣宣流布」は只一場の夢と化するであらう。

古來、信心或は内證相承をもつて血脈相承とし、信心或は内證と血脈との截然たる體系と内容との相違に氣付かなかつた所以は、血脈の事實がなかつたからで、その證據には、法脈相承に經卷、師資、内證、信心等の幾多の相承義目を上げ得る佛教に於いて、未だ「親子相承」の名目さへあるを聞かない。細大漏

すことなき一大佛教が法脈相承に「親子」の一事を見逃がしてゐたといふことは不可思議である。俄然この問題の解決として、血脈相承の名目は登場した、之は私の盲斷ではない。

信心或は内證と血、この文上の相違は「脈」にも自然相異を來すべきである。何となれば「脈」は則ち傳弘の體系だからである。然るに古來「血脈」をもつて「信心或は内證」の同義語と解し、血脈相承を理談に墮ち入らしめて、信心或は内證の外に獨立して血脈相承あることに氣付かなかつた。こは恩師以前の佛教に於いては其の實を示し得なかつたと共に、恩師の非滅現滅に依らずんば現れ得なかつたところのもので、蓋し當然である。此の主張は私の創唱ではない、また單なる憶説でも斷じてない。恩師によつて法脈は血脈化せられたとする私の信念は今や全く確立の境に立ツたのである。

恩師は信仰を單に觀念や理智にとどめては居られなかつた。その一舉手一投

足も飽くまで信仰の命する所に違ひ、その發露は悉く宗義に則り、その宗義を事實化されたのである。則ち眞理を單に眞理のまゝに内觀せず、直ちに之を「有血の眞理」として體現されたのであつた。内證に於いて聖祖の法脈を相承された恩師は次いで之を信心或は師資相承のみに移さず血統に移して血脈化すべく日蓮宗籍を脱して妻帯し、斯くて血脈相承の第一歩を踏み出されたのであつた。茲に於いて恩師の宗籍離脱は、單なる方便、單なる都合、單なる我見ではなかつた。在家となるこそ祖道の眞正復古であり、在家に於いてのみ血脈相承を可能ならしむるものとされたからである。宗籍離脱は恩師にとつては聖祖の法脈相承の本質的必然の緊要事件にすぎない。斯くして恩師は聖祖の遺命のまゝに在家佛教を開顯し法脈を有血化して血脈相承を克成されたのである。恩師の生前是を親ら説かれざりしは、不滅の滅を現じて之を形示顯説せんがためである。曾て宗門を賑はした恩師の入宗問題の如きは「出來ナイ相談」を以て變

形的注射を試みた最後の宗門諫曉だつた。「やるとらぬ大僧正の贈物、深謀遠慮のかたまりやこれ」、恩師はかゝる御心境に住してゐられたのである。

(七) 在家佛教の本質顯現

恩師以前の佛教に於いて、信心或は内證相承以外に血脈相承あるを聞かなかつた吾等は、また恩師以前に於いて血脈相承の事實を見なかつた。この一事實をもつてしても恩師の血脈相承の克成は佛教の一大革命である。然しながら此の革命たるや印度傳來の佛教に對しての革命であつて、日蓮聖人の宗教に於いては必然的な發現である。然らばこの血脈相承を克成せしめ得たところのものは何であるか、之は實に聖祖の在家佛教である。

在家佛教とは、在家の者が單に佛を信するといふことではない。佛を信する者のみが信じ、其の信者のみが救はれるといふことでもない。更にまた、在家

の者が克くお經を讀み暗んじ、式服を着用して僧侶の手をからずに冠婚葬祭の儀典を營み得るといふ意味ではない。在家の者が自らの信仰にまかせて克く教學を修めるといふ意味でもないのである。

『在家に法脈あり、法脈相承を血統の信行相續に移し、以て法脈を血脈相承化する。』

茲に一念三千を種とする在家佛教の本質があるのである。則ち甲は自ら相承した法脈を一は子孫の受戒に移し、信行を世々相續せしめて縦に續種の實を擧げ、一は他人の乙に弘通して乙をしてまた乙の子孫の受戒に移さしめて乙に續種の實を擧げしむるところに在家佛教の本質は存るのである。則ち在家に法脈ありて其の法脈所有の在家によつてのみ佛の誓願は達し得られるとなすところに、在家佛教の本質と絶對的價値とを認めるのである。

然るに印度傳來の佛教に於いては、僧侶といふ特權階級にのみ法脈相承を認

めて在家の相承を認めず、然も其の法脈は必ずしも血縁の子孫に傳々之を相承せしむるを本旨とせず來り仕へし特定者にのみ法脈相承と稱して授戒し、以て法脈移れりと爲すのである。言ひ換へれば、人生の一大事實たる血統の因縁を度外視して、經卷の縁、師資の縁、信心の縁等のみをもつて單に法脈を相承し得ると爲すのである。然も是等の佛教はその教旨の本源に溯れば、本質的にも出家佛教であつて血統の縁を生じ得ない宗教である。則ち印度傳來の出家佛教が僧侶なる特殊階級を生むことは極めて必然であつて、法脈相承を血脈化し得なかつた所以もまた茲に存するのである。

若し今日の僧侶が、己れの法義に徹底せんとせば、彼等は純粹に出家の戒を
持たねばならない。則ち

- 一、沙門は王侯を拜せず、
- 二、沙門は兵役に服せず、

三、沙門は租税を納めず、

四、沙門は肉食妻帯せず（忍惡の義あり）、

是等の法義に徹したりとせんか、こは國民たるの資格を失ひ、人間本然の營みを放棄して、遂ひには人類の斷滅を圖るに等しき者と爲るのである。若しまた肉食妻帯する在家に飽くまで法脈の相承を認めずとせんか、在家の信者は魂なき亡者にすぎないものとなる。釋尊はかゝる國民的逃避と、人間的殘忍と、宗教的矛盾とを強いられた筈はない。然も是れを嚴規し、僧侶を認めて出家佛教を許された所以は、或る時代の必然的所要にすぎなかつた。或る時代とは言ふ迄もなく正像の二時である。則ち佛滅後の解脱堅固、禪定堅固の正法時代と、讀誦多聞堅固、多造塔寺堅固の像法時代との二時二千年間の所要である。今末法に入つては「此ノ時ニハ正像ノ寺塔ノ佛像僧等ノ靈驗ハ皆キヘウセテ、但此ノ大法ノミ闕浮提ニ流布スベシ、」の時代である。彼等の靈驗の消え失せ

る時代は出家佛教の不必要時であり僧侶の實を失ふ時である。本化上行日蓮聖人の出現は明かに其の實證であり、印度傳來の出家佛教斷滅の時である、僧侶の特殊的地位は七百年前に既に微塵に碎けてしまつた。

日蓮聖人出現以後の僧侶は單なる殘骸的存在であり出家の剝製の存在である。従つて最早や彼等には釋尊の生命も法脈も宿つては居ない。其の證據には、今日の彼等は自ら僧侶と名乗り出家と自認しつつも、國民たる義務を甘んじて奉じ、政府の開禁を須つて妻帯するが如き滑稽を演じて居るではないか。彼等は自ら奉ずる法義に本づいて國民たるの義務を負つて居るのではない。また宗旨の命するところに従つて妻帯し子を生んで居るでもない。淨土眞宗に於ける妻帯の習慣の如きは親鸞の對機に依るのであつて彼の奉ずる法義には無關係である、従つて其の遺鉢を繼ぐ者また在家に法脈を認めてゐない。

然るに法脈のみ獨り僧侶にありと僭稱するは既に佛戒を破り己の法義に不忠

なる者である。法義に背く破戒の僧侶は最早や佛者でも信者でもない。

在家佛教を生命となされた日蓮聖人は、故に妻帯して自ら其の範を垂れ給まはなかつたか。之は決して宗義に違背したのではない。聖祖自らは三大秘法建立をもつて本化上行の使命終れりとなし、その誓願を一乘戒として在家佛教の本據を明らかにするをもつて能事終れりと爲されたからである。その極成は他日に待たれた。他日とは何時の日であるか、そは實に 明治天皇の御出現の日、恩師師子王道人の恆化である。その間まさに七百年、噫！ 永かりし夢の七百年。

(八) 聖祖の直遺者

二千一百餘年を空浪して、教主釋尊の法脈は聖祖日蓮聖人直ちに之を相承された。

二千餘年ノ當初、地涌千界ノ上首トシテ日蓮タシカニ靈鷲山ニ於テ教主大覺世尊ヨリ面授口決セリ。(類二四一)

此の法脈直受の聖祖は一代六十一年の御生涯を傾けて何のために御奮闘なされたか、そは實に三大秘法の法門建立ではなかつたか。十二の出家、三十二の成道、六十一の入滅、皆悉く本化上行としての使命達成であつた、即ち三大秘法教門の成就であつた。

◎日蓮聖人は一人も教化しなくても良い、富木入道も四條金吾も出なくても可い、日蓮聖人一生孤立でしまつても宜い、此の御妙判さへ残れば足りて居る。大聖人の直檀といふものは、教を受ける弟子といふよりも大聖人を外護し奉る爲めの眷族である。……(四二)

此の眷族を従へて聖祖は法華色讀の一路を邁進し、身に重疊する大難を風前の塵と見て不惜身命の法幢を掲げ、四個格言の毒鼓をうち鳴らしつゝ、三大秘

法建立の大佛事を成満されたのである。

◎(天台の)「三大部」といふものは畢竟するに本化の爲めに説かれた。本化の大法を建設する爲めに、その材料として釋し置かれたものである。
…(五八)

◎三類の強敵は日蓮を訓戒する恩人である。日蓮を法華經の行者にして呉れる恩人である。言を換へていへば、先天的にこの法華經の大法門を建設する彼等は道具になつたものである…(一三五)

膝下に眷族を率ひ、周圍に此の素晴らしい材料と道具とを備へて聖祖は三大秘法の法門を建立された。その法門の法體は大覺世尊より面授口決された四句要法の三大秘法である。この法脈を聖祖は何人に授けられたか、聖祖の上足か聖祖の直檀か、乃至は日經か、日奥か、日輝か日薩にか、聖祖滅後七百年の間、果して法脈は何處に傳承され何人に相承されて來たか、噫！この七百年。

◎大聖人が御出現になつてこの法門を建立なさつて、その儘今日まで出征準備だ、それを七百年間本當の舞臺が開けて教化すると考へたら大間違ひである。…(10)

◎昔から四個の格言の法門などいろ／＼研究して熱心に盡力した人もあるが、それはみな樂屋で衣裳や鬘を調べて居たので眞劍勝負ではない、支度の中の七百年、長いけれども兎に角支度だ…(11)

◎であるから私はこれを「夢の七百年」と名を附けて居る。夢といふものは無くて可い、ボンヤリして居ても可い…(10)

◎今までは準備だ、働いて居ても寝て居つても同じだから申分なく寝て居つた…(1143)

無くて可い七百年に、如何なる英傑が出やうとも、如何なる教傑が出やうとも、畢竟それは夢の中の英傑であり夢の中の教傑である。寝て居る彼等に聖

祖は法脈を相承される筈はないからである。夢に法脈を授けられては堪らない。然らば聖祖の真正法脈は、七百年を飛び越えて何人に相承されたであらうか。

『七百年ノ断絃ヲ繼グ』

一語雷の如く響きわたった恩師が確信の梵音は、慥に天地を震撼し、人間の肺腑を扶つて、遠く靈鷲の御山に達したであらう。教主釋尊は三千年にして魁偉な法孫の雄叫を聞き、再び微笑をたゞえられたに相違ない、此の恩師の一言は果して何を語るか。

絃とは法脈である、繼ぐとは相承である、断とは七百年である。

聖祖は二千餘年にして教主釋尊の法脈を直授相承し、恩師は七百年にして聖祖の法脈を直授相承した。「時」だ、その「時」は何處から来る。

◎「時」といふものは國土があつて、そこに人間が棲息して居つて、國家的

組織の上に諸の遷流：うつつて来る工合に於て、時期といふものを造るのである。先づ化境とすれば教化する目當て、それが依地とすればこの法の依つて立つ立脚地が國だ。化境から見ても、依地から見ても、その化境たり依地たる國が如何に變化してゆくかといふことを見て行つて初めて教判上の「時」が起る：(六四)

◎鶯も時鳥も聲は年中有つて居るが、鳴く時を撰んで啼く、それが「時」だ：(一〇)

洵に「時」である。「因縁」である。聖祖の法脈相承は承久の亂後の「時」に現はれ恩師の法脈相承は 明治天皇の信教自由、政教分離、世界開國の「時」であつた。兩聖應時の恆化、因縁次第の展開は見事なる法性自然の力である。

◎天照大神の撰國から、神武天皇の建國、崇神天皇の開廟から、聖德太子の三道會融、別して明治天皇の開國に至るまで、總てのものは或は表面から、

或は裏面から、みな國體を開會してゆくところの、側面として是れまで來つた。それが「開顯の準備」である…(四〇一)

此の周到なる大準備と道場嚴飾の時縁に迎へられて、聖祖の法脈をまさしく相承して現はれた恩師は、説必次第の事觀を掲げて開顯の仕事に起られた。

◎三大秘法は法門としての「建立」と事業化してからの「成就」との二つがあるので、三大秘法といふものは決してたゞの空漠たる法門ではない…(三一)

◎法門建立は即ち教門の成就である。その三大秘法を行門に成就せん事は、日蓮が弟子檀那の異體同心の努力に依るものであるといふ御指南に依つて、吾々はこれからこれを願業としてやつてゆかなければならない…(三六九)

◎三大秘法を奉ぜざる者は日本の國籍に置かないといふ程の時代に至らなければ、三大秘法の建立された理由は成立たない…(三五)

と極言された恩師は、此の三大秘法を「經世經國の大規模」と絶讃しつゝ、眉

間白毫の光を放つて其の事業化に決然蹶起されたのである。

◎三大秘法の法門を、初めて鞘を拂つて斬味を見せる時が來た…(一四四)

「初めて」の三字は生殺の「氣」である。「鞘」を拂ふは聖祖直授の利劍を抜くことである。「初めて」誰がこの利劍の「鞘」を拂つたか。

◎本化大導師の道をば興すやう國を拵へて下されたのが 明治天皇…(二四九)

◎明治天皇は日本を世界的に解放なさつた。世界的に宣傳するところの素質をお造りになつた。その魂を入れる日蓮主義はやはり世界的に開顯しなければならぬ…(三六六)

その 明治天皇の聖代に何人によつて本化大導師の道は興されたか、本化門下と名乗る人々にして、此の一事を解し能はない者は、教徒の假面を被れる猿猴である。

◎『日本一同ニ南無妙法蓮華經ト唱ヘン事ハ大地ヲ的トス』と仰しやつて居

るぢやないか、日蓮聖人は誇大妄想狂ではない：(二五二)

◎大聖人御入滅以來今日まで時節を待つてゐた。これからいよいよ事の寂光を現はすのである：(八七)

◎日蓮聖人の熱誠の慈悲だけでも成就せすには置かないと考へる。否日蓮聖人を出すことは畏れ多い、不肖ながら凡下の拙者一人の力でも必ず爲し遂げねば己まぬといふ考へを、私は始終有つて居る：この事は或は予の誇大妄想かも知れぬ、或はたたくのかも知れぬけれども、理は眞理である。もし田中智學に依つて成さずんば誰かこれを成すことが出来る？：(二五三)

遂ひに何人によつても成し得ない事業、繼ぎ得ない法脈、七百年にして初めて此の利劍の鞘を拂ひ得る聖者、その名は師子王道入田中智學である。恩師は單なる聖祖の祖述者ではなかつた、稀に見る教傑でも天才でもなかつた、釋尊に對する釋者天台大師に比すべき恩師では猶さらなかつた。

七百年の斷絃を繼がれた恩師

法華開顯の斬味を見せた恩師

養正の内容を摘發した本化の化導者たる恩師

實に恩師によつて成さずんば何人も成し能はざる三大秘法行門成就、此の行門成就に起られた恩師はまさしく聖祖直遣の聖者であつた。恩師は吾等門人會下のみ恩師ではない、日本の恩師たると共に全世界全人類の恩師である。

◎本門事觀とは斯うであるとか、天台の事觀とはあゝであるといふことを哲理的に解釋して、あらゆるものが西洋のすべての哲學を凌駕して、外道學上の地歩を占めて、さうしてその理優れたり、その説當を得たりとせられてもそれだけではいけない、夫は理窟である。理窟といふものは却つて世の中の紛糾を増すことがある：(八一)

その紛糾を打碎いて恩師は「予は幸ひに無學なり」の一言をもつて信行一路

の範を示された世界的指導者である。この指導者を忘れた者があつたら「蜻蛉釣り」である。身を忘れ、國を忘れ、恩師を忘れて「今日は何處まで行つたやら」である。

◎いくら南無妙法蓮華經といつても、妙法蓮華經の道理を説いても、それは上行菩薩の付囑を通過して來ないものはたゞの法華經である、たゞの教である、實物でない…(一一七)

◎諸宗權門の道理と法華の道理を對判比較するところの學門は、是までは砥石となつたけれども、最早や何の用も爲さない…「三六六」

是は恩師の御信念である。吾等の信念もまたその規を一にし、その意を一にしたものでなければならぬ。いくら願業の、誓願の、教學の、藝術のと言つて見ても、聖祖の直遣者恩師を通過して來ないものは眞の願業ではない、誓願ではない。況や教學、政治、藝術等の人事百般も悉く一種の虚假である。一切

は聖者恩師に聚り、一切を聖祖の直遣者たる恩師に本づかしめねば、法華開顯の斬味を見る事は出來ない。

◎神武天皇は兎に角國を開いた主だ、主の言ふ事を肯かないで、常人の言ふ事を肯かないで横合から出て來て、國家學がどうだの、憲法學がどうだのと、そんな事を言ふのは大きなお世話だ…(一七九)

法華開顯の利劍の持主たる恩師の言ふことを肯かないで、別の才覺は無用である。科學も政治も教學も藝術も、恩師の許に聚まらないものは本化の信には無關係である。恩師を通して御妙判を讀み、恩師を通して聖祖を仰ぎ、恩師を通して三大秘法を得解するのでなければ本化の信者とは成り得ない。恩師を通過すること、これぞ聖祖の法脈を血に享ける事である。恩師は永遠に國柱會の會主として不滅なる所以もまた實に茲に存するのである。

(九) 血脈相承の本支

聖祖の外に本佛の法脈を相承した者は一人もない。

恩師の外に聖祖の法脈を相承した者は一人もない。

恩師はこの法脈を子孫に嫡々傳承せしめて血脈を克成するのである。この恩師の法脈を親子の因縁の中に移して相承した血脈こそ本化の法統にして血脈の本流である。三大秘法の永遠性を信する吾等は、法統血脈の永遠性を信じ得る。それは同時に血脈相承した恩師の子孫の永遠性をも信じ得るのである。法永遠なるが故に血脈永遠に、血脈永遠なるが故にその正嫡傳承者はまた永遠なのである。

恩師の門人會下は、恩師の法脈を授かつて門人會下となつたのである。その法脈の出所はたゞしく、其の内容は甚だあきらかである。この法脈を相承した

門人會下は、支流として之を子孫に相續せしめねばならない、子々孫々常に恩師の法統本流より法脈を受けて支流の血脈化を具成しなければならぬ、斯くして得たる信行者の血脈はまさしくこれ信統である。

斯くて恩師の正嫡の法統血脈を本流とし、門人會下の信統血脈を支流として、永遠に續種護法の憲規を遵奉しつゝ、其の永續と擴大とにいそしむのである。これ則ち恩師の克成されたる在家佛教の實義であり、血脈本支の性命である。

續種護法をもつて本化の信の生命とした恩師の魂に添はない子孫と門人會下あらば、そは既に佛種を斷絶する徒輩である。佛種斷絶の徒は墮地獄の徒であつて、最早や語るべき輩ではない。

本流血脈は恩師を位の内容として嫡々法統を相續し、支流血脈は常に本流血脈より子々孫々受戒して信統を相續し、法統は一系中心に立ち、信統は萬系相

倚り法統に攝扶持奉し、以て國立戒壇成就の旦を迎へるのである。法統信統血脈本支の名茲に顯はれ、法統信統血脈本支の實茲に定まつて、四海歸妙は始めて立脚地を得、願業の中心と體系とを確立し得るのである。

◎本門戒壇を我が國に建設すべしといふ案が未來の田中智學が議員となつて提出し、議會がこれを採用して可決する。これに對し 天皇陛下は「朕茲ニ本門戒壇建設ノ件ヲ裁可ス」斯う來なければならぬ (二一七)

此の恩師の豫言は絶對である。恩師は必ず再び生身を現じて議員となり議會に國立戒壇建設を提案されるに相違ない、其の時以外に國立戒壇の提案は無く、其の時以外の提案は決して成立しないであらう。恩師の此の御信念は深くして強い、此の信念を繼いだ本流と支流はもとより身命を期さねばならない。

◎南無妙法蓮華經と唱へた以上は、自分の勝手に自分の體を使ふ事は出來ない、それぢや何のために使ふ？ 法華經のために使ふのだ、日蓮聖人の御命

通りに使ふのだ。(二二五)

今や恩師の御命は聖祖の御命である。法華經の命するところである。恩師の法統は御命遵奉の中心者として、恩師の信統はその扶翼者として信行増進を勵まねばならない。

◎天子でも大統領でも何でも構はない、皆日本に來て、本門戒壇を踏んで、日本の 天皇陛下の勅許を受けて初めて即位式を行ふといふ様になつたら戦争も要らない、平和も要らない、何も要らない、通一佛土 通達無礙にして一佛土の如し…といふ境界に至つたならば、世界は直ちに眞の靈山、事の寂光である。(二二八)

この寂光出現へと、本支共に血飛沫を揚げて精進しなければならない、それが本支血脈の運命であり生命である、このために本支の血脈を要するのだ、この願業以外に法脈も血脈も本支も要らない。血脈本支の使命は斯くの如く絶對

である。

四二

(一〇) 日本國體と本化妙宗

在家佛教の本質を發揮した恩師の血脈相承者たる子孫と門人會下は、自ら奉ずる本化妙宗と日本國體の契應を明確に把持して進まねばならない。

◎天照大神と釋迦牟尼佛との冥合の約束が法國冥合となつて、法師品から始まつて囑累品まで：即ち法師、寶塔、提婆、勸持、安樂行、涌出、壽量、分別、隨喜、法師功德、不輕、神力、囑累、これだけの間掛かつて一閻浮提を日本にちぢめて、ちやんと説明してある：(三八〇)

此の冥合こそ因縁事證である。法性自然の力は一は治道の聖者天照大神の内容として日本國體と現はれ、一は覺道の聖者教主釋尊の魂として本化妙宗に顯現した。この法性の二大分流は、流れて一は日本國體の本流となり、一は流れ

て本化妙宗の本流となつて、天地の偉觀を地上に示したのである。

これは決して本地垂迹説や神佛習合説の如き根據なき憶説ではない、一念三千の根本原理に立脚せる生命現象の二大分流觀である。従つて覺道の聖者は飽くまで覺道の聖者として其の本流を永遠にし、治道の聖者は飽くまで治道の聖者として其の本流を天壤無窮ならしめて本質的に二者混淆なき特殊的出現である。然も内容に於いて宇宙生命の一念三千に一致し、其の根本生命の二大表現として終極的に契合を示すものであつて、宇宙の根本生命は人類生活の地上に此の二大根幹以外に他の分流を顯現することはない。換言すれば、日本國體は眞理の實行として現はれ、本化妙宗は眞理の證明として現はれたるものである。つて、實行と證明以外に宇宙生命は其の主流的顯現を必要としないのである。人類の凡ゆる他の文化はこの二大主流を基本として生成發展する生命の枝葉的展開であつて、これ等の枝葉文化は二大主流に朝宗して精神物質兩面を莊嚴す

四三

るにすぎない。日本國體と本化妙宗こそ文化の本流であり文化の根幹である。

(一一) 養正建國と三秘建立

神武天皇は日本國體の本流を繼承してこれを地上に具現した、養正建國である。

立正大師日蓮聖人は釋尊の本流を相承してこれを地上に顯現した、日本佛教三秘建立である。

一は皇統を建て一は法統を建て、茲に養正建國と三秘建立との契應を示した、不可思議なるかな法性自然の力、一大事因縁の本作用、悉く是天地の力用である。神武天皇は、積慶、重暉、養正を三大綱として日本を建國し、立正大師日蓮聖人は、本門の題目、本門の本尊、本門の戒壇を三大秘法として之を建立した、神武天皇は養正建國と宣し、聖祖は立正安國と宣して、共に地上の中

心に大運を啓かせ給ふたのである。

國體の三大綱を本化の三大秘法に照應せしめたるは、三大秘法の型にはめて編入的に取扱つたのではない。幕府の儒者林羅山が三種の神器を儒教の智仁勇に擬したるとは其の原據に於いて根本的に相違するのである。即ち三大綱は法華開顯以前は只日本書紀中の文説に止まり一千二百餘年の間脾肉を歎じてゐたのである。之をこれ日本國體の本義なりとして剔抉顯揚したところに三大秘法の開顯力を見るのであつて、宇宙生命の本作用を示したものである。惟へば三綱三秘の契合また洵に天地の密契ではないか、六合一都と通一佛土、八紘一宇と四海歸妙、本化以外の境界ではない。

(一二) 王政復古と祖道復古

明治天皇と恩師の時代的顯應は茲に詳述するを要しない、七百年來の武家政

治を拂拭して神武の古に還へらせ給ふた。明治天皇は「王政復古」を其の根幹と爲し給ひ、七百年の夢を碎いて直ちに聖祖に還へらせ給ふた。恩師師子王道人は「祖道復古」をその生命と爲し給ひ、一は「王政」に一は「祖道」に正に「復古」を宣して立たせ給ふたのである。然も 明治天皇の信教の自由と政教の分離の二大御英断によつて、恩師は日本國體開顯と在家佛教開顯とを極成され印度傳來の出家佛教斷滅を宣して日本佛教の本質を顯揚されたのである。

一は日本の世界的開國を、一は法華經の世界的展開を示され、打續く地上の劇變を伴奏として、國體の權化はその全貌を現はし給ひ、本化の直遺者は其の本領を發揮し給ひつゝ、全世界の眞つ只中に立ち給ふた。聖者の出現まさに時代照應して人類の至幸である。

(一三) 皇統と法統

日本國體の三大綱を道の内容とし、その大綱を位の體として、天照大神の御子孫は嫡々之を繼承して皇位に居る、これ則ち皇統である。皇統は從つて天照大神の御血統をもつて絶對とする、たとひ三綱の旨を體し、三綱の徳を修め、天下の徳望を一身に收め得たる者ありとも、天祖の御血統以外に皇統を繼承することは絶對に許さるべきではない、皇統は直ちに御血統であり道統である、三綱の器教三種の神器は其の實證として天祖の後裔之れを奉持し給ふのである。天祖の道統と天祖の御血統を共にそのまゝ繼承し給ふところに日本天皇の絶對性と尊嚴性とを有するのである。

本化妙宗に於いては一念三千を信の内容とし三大秘法を體として本佛釋尊の法脈を相承する、之則ち法統である。其の法統は聖祖これを相承し、恩師直ちに之を享けて血脈相承化し、法統は茲に萬古の確立を見たのである。恩師の血統と恩師の法脈とを共に相承するところに本化の法統は法統として有血化する

のである。若し恩師の血統を離れて法統ありとせばそれは理具の法統であつて事具の法統ではない、理具の法統は宗教的民主主義にして、之を認容する思想は最早や日本佛教を離れ、正像の佛教に還つて印度傳來の出家佛教に墮落した信仰思想である。同時に法統は其の本質的體系を失つて再びその歸趣を不明ならしむるに至り、之を徹底せしむれば人類はやがて斷滅するに至るであらう、如何となれば印度傳來の出家佛教は法脈の血統相續を認めないからである。信教は自由である、これを欣求するは人の性である、若し一度日本の皇統を繼承し給ふべき皇族に於かれて印度傳來の出家佛教を信仰したりとせんか、皇統は如何にして萬世に連綿たり得るか、日本にとつて最大の危険宗教は僧侶佛教である。今日の各宗門は幸ひにして己れの法義に背反して信仰を欺瞞し平然妻帯し居るをもつて此の弊現はれることなきも、一朝その法義に還つて出家の戒を持つの日來たらんか、其の信仰的混亂は名狀すべからざる結果を招來するに至るであらう。

宗教は信仰を生命とする。己れの信仰する法義に民主的思想あらば其の宗教の徹底的發現は他の凡ゆる文物事象を民主化せずには止まないであらう。則ち信仰の内容に血縁を輕視乃至は無視する法義あらば其の徹底的信仰行爲は家督の血統相續をも輕視或は無視するに至るは當然である。其の極致は吾が皇統にも思想的累を及ぼすものである。従つて血統を無視して法統を有徳の者に相承し得るとなす宗教は革命思想を内包する宗教にして斷じて許すべからざるものである。興禪護國や、王法爲本や、鎮護國家等の名をもつて宗教と國家の矛盾を解決せんとせる者ありとも、そは極めて粉飾的なものにして、彼等が自らの法義に徹底すれば遂ひには宗教と國家は全く遊離して、兩者相容れざる發展を見るに至り、彼等は日本國體の靈力に迷眩して信仰を放棄するか、或は法義の邪路に踏み迷つて毒盃を仰ぐかの結果を見るであらう。各宗門が辛ふじて僧形

を保ち宗門臭味を存しつゝあるは社會教化や慈善事業に逃避して末法的症狀を呈して居るからである。則ち彼等は今自ら斷滅の準備にいそしんでゐる、これは日本にとつて極めて幸福とせねばならない。然し本化妙宗を信する吾等は法統を見失つた出家佛教的徳望主義に薰染してはならない、飽くまで法統を護り飽くまで法統に侍奉せねばならない。

皇統必ず血統たらざるべからず

法統必ず血統たらざるべからず

こは斷じて法統を皇統に擬したものである、在家佛教の眞實義は法脈を血統に移し、法脈を血統化するところに必然的發展を見るのである。在家の二字は血統の二字である、血統を離れて在家なく、在家を離れて血統はない。従つて法脈の在家に有るを本質とする本化佛教に於いては血統を離れて絶対に法統は成立しないのである。血統を離るれば法統は遊離し、遂には出家佛教への顛

落を招來するであらう。

斯くの如く法統は宗義の示す嚴然たる事實であつて世界唯一のものであり、皇統は日本國體の示す嚴然たる事實であつて世界唯一の存在である。一は覺道に、一は治道に。

治道と覺道の嚴然たる二大分別は飽くまで混淆すべからざるところなるは勿論、此の信仰に依つてのみ、身も心も皇統にまつろひ得る臣統の典型を見る事が出来るのである。

皇統の尊嚴は絶対にして比肩を許さない、その絶対の尊嚴の下に絶対にまつろひ得る信仰こそ王佛冥合の信念に養はれた血統である。則ち皇統法統共に血統を絶対とする信仰に於いてのみ國家と宗教との矛盾は開導せられ、國家の隆運と人類の幸福繁榮は期し得られるのである。

皇統必ず血統に限るの根據を論證し得る宗教でなければ、日本の宗教ではな

い、法統必ず血統に限るの根據を事實に於いて見得る信仰でなければ日本の宗教ではない。皇統を信仰し得る宗教、法統を實證し得る血統、これ日本の皇統と日蓮主義の信仰のみである。この契合は唯一にして二もなく三もない。各宗墮地獄の聖祖の宣言は決して單なる氣焰ではなかつた。壯觀なるは此の二大血脈である。

(一四) 日本國家と國柱會

八紘一字の世界一家を目的として神武天皇の建てられた國は日本國家である。

四海歸妙の閻浮統一を目的として恩師の結成された會は國柱會である。

日本國家に世界唯一の皇統あり、國柱會に世界唯一の法統あり、共に血統を其の絶對的となすところ、日本國家と國柱會の因縁契合は全世界に比類なきと

ころである。

◎予は斷々乎として「一天四海皆歸妙法」といふことを骨張する。それを宗旨の性命とする。これは吾々に取つては願業である。願業は則ち吾々の誓願である。誓願の事業化したものである。(一一)

此の願業によつて國柱會は創立されたのである。本化妙宗日蓮主義の動かすべき現實世界の急所は日本である。その能動者は國柱會である。國柱會は先天的の吻合點に立ち、宣示顯説された要法を握つて、此の日本といふ國家に形示顯説しなければならぬ。何となれば、

◎日本國體が宗教となつて現はれ、日本國體が信仰となつて現はれて行くところのものが三大秘法である。南無妙法蓮華經の名によつて日本國體は證明せられ、南無妙法蓮華經の實によつて日本國體は證明せられ、南無妙法蓮華經の修行によつて日本國體は心ゆくまで活用せられる時が來て、初めて王法

佛法冥合一體するのであるから、その王佛冥合は後天的である……(三七〇)

後天的王佛冥合のために日本國家は神武天皇によつて建てられ、國柱會は恩師によつて創立されたのである。日本國家と國柱會との契應は決して偶然ではない。

此の信念は日本國家に迎合することでもなく、また日本國體の尊嚴を犯す信仰でもない。信仰の命する思想信念が其の信仰生活の中に於いて矛盾なく他に類例なき特殊性を有すると共に他に擴大して普遍性を發揮し得るものでなければ其の信仰は脆弱にして且つ偏狹である。即ち他の異質矛盾に對向しては、それらの一切を克服して我が營養となすと共に、同質一致のものに對處しは、その悉くを攝取していよく光あらしめるものでなければならぬのである。世の所謂既成宗教の爲すところは、征服にあらざれば、たゞこれ迎合あるのみである。日蓮主義の信仰はかゝる片々たるものではない。日本國家と國柱會の

契應は左表に示す如く必然的なる天地の文である。

治道覺道因縁次第 (法性自然の力)

日本國體	……	本化妙宗
天孫授國	……	上行付囑
養正建國	……	三秘建立
王政復古	……	祖道復古
皇統	……	能統
臣統	……	所統
日本國家	……	國柱會
君民一體	……	異體同心
六合一都	……	通一佛土
八紘一字	……	四海歸妙

先天的法國冥合の日本國體と本化妙宗、
後天的治道覺道冥合の日本國家と國柱會、

法性自然の力は飽くまで永遠にその契合を展開して全世界を此に聚めるのである。國體の三綱も、五大要素も、八大主義も、六合一都も、八紘一字も皆悉く恩師の創唱するところであり法華開顯の賜物である。この開顯の鍵を握つて國柱會は、日本國家の寶庫を開き、日本國家の隆運を進め、日本國家の行手を示し、日本國家の目的を達成せしむるのである。日本國家が萬邦無比の國體を有するならば、國柱會は萬邦無比の正法を有するのである。日本國家が全世界を一家と成し得るならば、國柱會は一閻浮提を教化し得るのである。世界唯一の日本國家と國柱會は、互に身體となり魂となつて、世界の中心に、絶對的尊嚴と神聖とを有つて君臨するのである。日本國家を外護者とし、國柱會を内護者として全世界は救はれ、日本國家は國柱會とミホノマグワイして世界は一家の

春を迎へ得るのである。

◎日本を中心とする佛教が、世界を救ふ佛教になるといふことは、これは大聖人が御判釋なさつてゐる：（一六〇）

よし世界の人口は無數にして日本の人口は五十分の一に足らずとも、各宗教徒は無數にして國柱會の信行者は曉の星より尠くとも、日本國家と國柱會の有する治道覺道の威神力は全世界を覆ふに足るであらう。數は必ずしも力ではない。信念と確信と實踐こそ眞の力である。信念と實踐なき者は萬夫も一夫に劣るであらう。此の確信を誓ひとして吾等は生きる。

（誓は人生の力なり、誓は人生の潤なり、誓ひ無き者は亡ぶ。）

こは伊勢誓ノ井に於ける恩師の血叫であつた。今もこの血叫の響きは韻々として吾が信仰を鼓舞し續けてゐる。

噫！ 國柱會は日本國家の至寶である。

(一五) 恩師は絶対也

以上の領解をもつて、茲に吾等は日蓮主義信仰に於いて、恩師の絶対を信ずるものであることを明かにした。恩師を通過せざれば、聖祖の慈悲も本佛の妙光も斷じて仰ぎ得るものではない。本佛は直ちに聖祖、聖祖は直ちに恩師、これ恩師を絶対と仰ぐ所以である。従つて若し些にても恩師に依らずして聖祖を仰ぎ御妙判を眞解し得るとなす者あらば、たとひ恩師を無上最高級の敬稱をもつて敬ふとも、それは既に恩師を絶対とする者ではなく、恩師の眞弟子ではない。茲に於いて左の一條は本化門下の無二の憲紀にして實に國柱會永遠の會紀である。

一 聖祖の直達者たる恩師は絶対也

「絶対」とは文字通り絶対であつて些の註釋も要しない、「信」とは即ち此

の「絶対歸敬」である。地獄も極樂もない、只恩師の御命のまゝである。

『これからは法華開顯のメスを把つて直ちに誓願の事業に突入しなくてはいけない。政治に、經濟に、軍事に、藝術に、經世經國の百般に涉入し、更に進んで閻浮統一の實際的計劃にまで行かねばならない、日蓮主義の教學的研究も其の研究であつて、それ以外ではない。』

之が行門成就の陣頭に立たれた恩師の御命である。恩師絶対を軍紀とすれば、此の御命は軍令である。この軍紀を慎しみ、この軍令に従ひ、御遺言の六進法を戰略として、吾等は願業實踐の白兵戦に没我報恩の實を擧げねばならない、國柱會は實に其の本營である。

(一六) 附 言

長瀧智大先生の峻烈な鐵槌を一大楔機とし宗教團體法を伴奏として、私は自

らの信仰に魂を得た。恩師七十九年の御生涯に宣示具現された在家佛教を世界第一の重大事件と領解し得た私は、今限りなき法悦に浸つて居る。不滅の滅を現じ給へる恩師の慈悲の温熱は、吾が身體を暖ためて、恩師親授の佛乗種は今や此の糞囊に等しき身體の中に萬葉の枝を伸ばし始めた。四月三日の内的問題と、次に來つた宗教團體法の外的重大問題とは、皇紀二千六百年の佳き年に、恩師御正葬儀終了を須つて、國柱會と吾等とに新しき出發を促したのである。これまさしく恩師師子王道人智學日謙大居士の御計らひである。

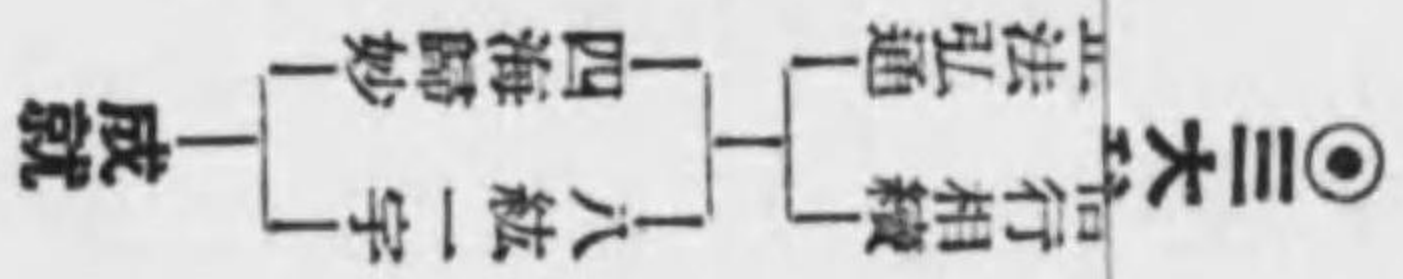
恩師は斷じて滅せられたのではない。今も私の眼前に温顔を輝かして常説法教化の法味を注がれて居る。私はこれを深く信じ、恩師の温い慈悲の御手に曳かれながら、願業の山へ法悦一路の旅を續けんと、先づ歡喜の涙をベンに移して此の一文を誌したのである。

皇紀二千六百年 昭和十五年五月三日

(伊豆畑毛温泉中花亭ニテ脱稿ス)

◎師子王

◎法眼根本民族—世界全人類



文中の用語「本流、支流」は本表に於いて「根條流」と改めたり。なほ本文中「法統信統」「能統、所統」の意味なることを特に附言す。

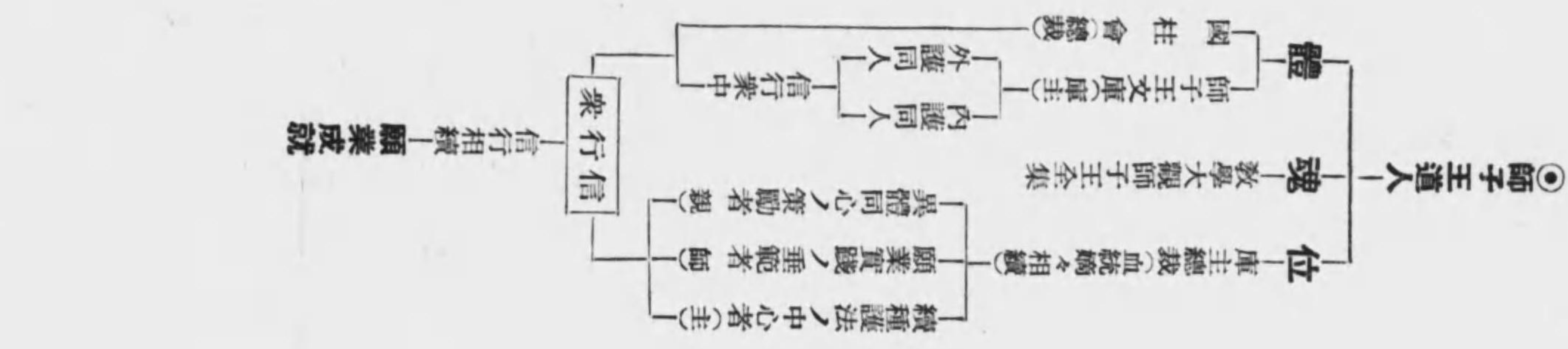
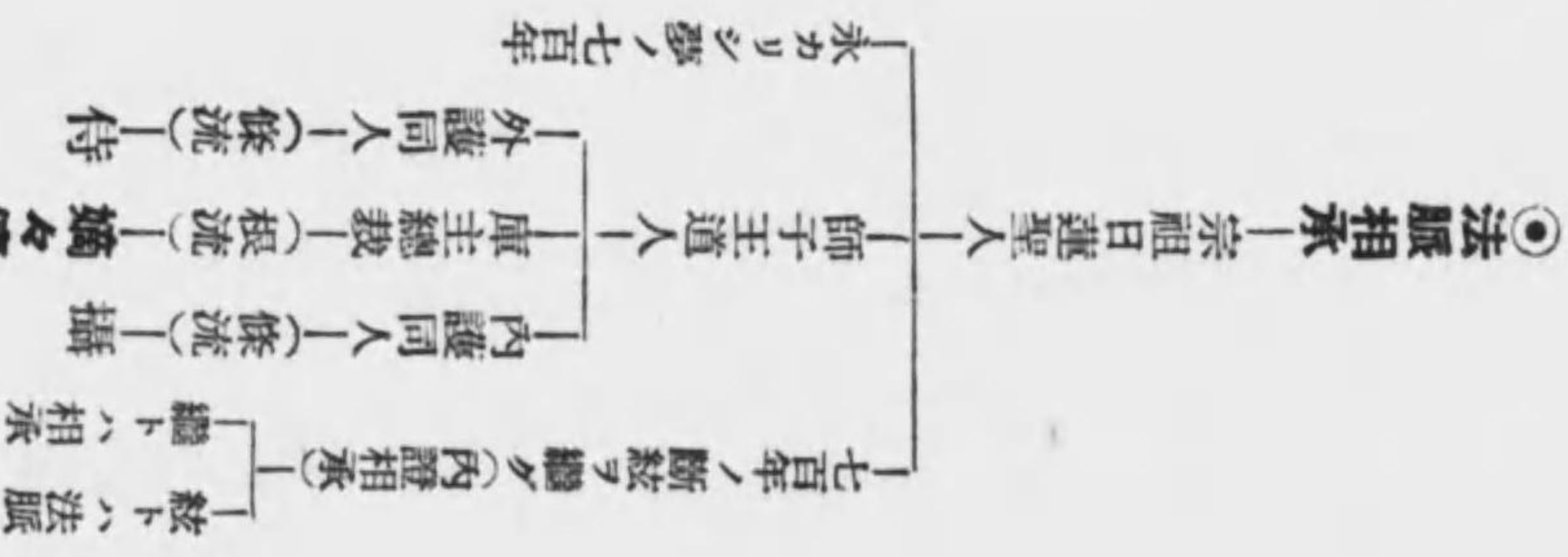
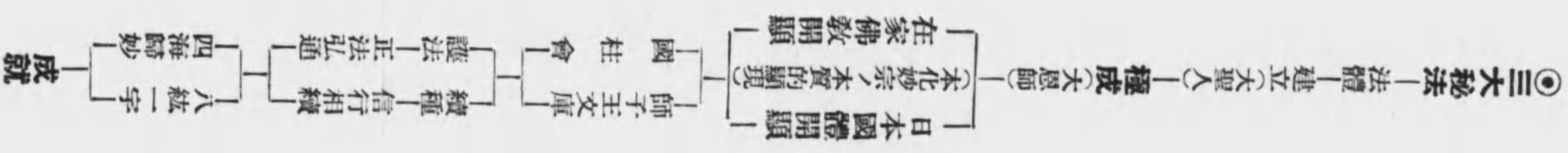
恩師は断じて滅せられたのではない。今も私の眼前に温顔を凝らし、今も私の
 教化の法味を注がれて居る。私はこれを深く信じ、恩師の温い慈悲の御手に曳
 かれながら、願業の山へ法悦一路の旅を續けんと、先づ歡喜の涙をペンに移し
 て此の一文を誌したのである。

皇紀二千六百年 昭和十五年五月三日

(伊豆畑毛温泉中花亭ニテ脱稿ス)

在家佛教大觀 (血脈相承)

【注意】本文中の用語「本流、支流」は本表に於いて「根流、支流」と改めたり。なほ本文中「法統、信統」は「能統、所統」の意味なることを特に附言す。



皇紀二千六百年 昭和十五年四月廿一日

師子王文庫同人 鹿山照谷謹圖

昭和十五年六月廿三日 印刷
昭和十五年六月廿日 發行

不許
複製

著者
發行兼
印刷所

鹿山照谷
中島真
三ツ輪印刷所
東京市小石川區音羽二丁目十番地
東京市小石川區音羽二丁目十番地

在家佛教の本質と血脈相承
非賣品

發行所

東京市小石川區
音羽二丁目十番地
電話牛込七一〇四番

音羽書房

407
121



終

